国際予備審査機関 ＳＧ	シンガポール知的財産庁[1]	附属書 Ｅ ＳＧ
次の受理官庁について管轄する国際予備審査機関	ＢＮ，ＩＤ，ＪＰ，ＫＨ，ＫＲ，ＭＸ，ＳＡ，ＳＧ，ＴＨ，ＴＴ，ＵＧ，ＵＳ，ＶＮ	
国際予備審査機関に支払う手数料：		
予備審査手数料（ＰＣＴ規則58)[2]	シンガポール・ドル（SGD） 830	
追加の予備審査手数料（ＰＣＴ規則68.3)[3]	SGD 830	
取扱手数料（ＰＣＴ規則57.1)[4]	SGD 305	
国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則71.2)	１書類につき SGD 30	
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.2)	１書類につき SGD 30	
異議申立手数料（ＰＣＴ規則68.3(e)）	SGD 650	
遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.2)）	な し	
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す ＰＣＴ規則58.3に規定する場合：100％払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100％払戻し	
国際予備審査のために受理する言語	中国語，英語	

［次頁に続く］

1 シンガポール知的財産庁は，国際調査を同官庁が行う（又は行った）場合に限り，国際予備審査機関として行動することができる。

2 この手数料は，国際予備審査機関に支払う。

3 この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。

4 この手数料は，国際予備審査機関に支払う。この手数料は，一定の条件が適用される場合に90％減額される（附属書Ｃ（ＩＢ）の対応する脚注参照)。

ＳＧ	シンガポール知的財産庁（続き）	ＳＧ
審査をしないこととしている対象	ＰＣＴ規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，シンガポールの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
国際予備審査機関として行動する当局の管轄権に何らかの制限があるのか？	な　し	
委任状の提出要件の放棄		
国際予備審査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している[5]	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時	
国際予備審査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している[5]	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人若しくは共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか明らかでない時	

5　国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。